

審 査 基 準

平成19年10月25日作成

法 令 名 : 火薬類取締法
根 拠 条 項 : 第17条第8項
処 分 の 概 要 : 譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 火薬類取締法第17条第8項(譲渡許可証の再交付の申請)、同第50条の2(猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令第12条(政令で定める火薬) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第7条第1項(譲渡の許可証等の再交付の申請)、同第13条(申請及び届出の手續)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1日以内
申 請 先 : 申請者の住所地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先 : 同 上
備 考 :